

平成25年

# 上砂川町議会議録

第4回 定例会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

### 平成25年第4回定例会

#### 第1号(12月18日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	4
諸般の報告	4
斎藤勝男の第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	4
斎藤勝男の第2回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	4
議長の第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告	4
議長の石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告	5
議長の第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	5
例月出納検査結果報告(9・10・11月分)	5
認定第1号 平成24年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について(認定)	5
認定第2号 平成24年度上砂川町水道事業会計決算認定について(認定)	5
町長行政報告	6
教育長教育行政報告	8
議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	8
議案第39号 空知中部広域連合規約の変更について	9
議案第40号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算(第3号)	10
議案第41号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)	13
休会について	14
散会の宣告	14

#### 第2号(12月20日)

議事日程	17
会議録署名議員	17
開議の宣告	17
会議録署名議員指名について	17

一般質問 .....	1 7
川    岸    清    彦 .....	1 7
総務課長 米 田 淳 一 .....	1 8
副町長 奥 山 光 一 .....	2 0
吉    川            洋 .....	2 1
住民課長 渡 辺 修 一 .....	2 1
横    溝    一    成 .....	2 2
町長 貝 田 喜 雄 .....	2 3
議案第 3 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決） .....	2 4
議案第 3 9 号 空知中部広域連合規約の変更について（原案可決） .....	2 4
議案第 4 0 号 平成 2 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）（原案可決） .....	2 4
議案第 4 1 号 平成 2 5 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）（原案可決） .....	2 4
調査第 4 号 所管事務調査について（許可） .....	2 5
派遣第 3 号 議員派遣承認について（承認） .....	2 5
追加日程について .....	2 5
意見書案第 1 1 号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書（原案可決） .....	2 5
意見書案第 1 2 号 過疎対策の積極的推進を求める意見書（原案可決） .....	2 6
意見書案第 1 3 号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書（原案可決） .....	2 8
年末挨拶 .....	2 9
閉会の宣告 .....	3 1

## 出席議員

議席 番号	氏 名	4 定	
		12.18	12.20
1	伊 藤 充 章	○	○
2	川 岸 清 彦	○	○
3	吉 川 洋	○	○
4	斎 藤 勝 男	○	○
5	数 馬 尚	○	○
6	高 橋 成 和	○	○
7	横 溝 一 成	○	○
8	大 内 兆 春	○	○
9	堀 内 哲 夫	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	4 定	
		12.18	12.20
町 長	貝 田 喜 雄	○	○
副 町 長	奥 山 光 一	○	○
教 育 長	林 智 明	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 振 興 課 長	飯 山 重 信	○	○
住 民 課 長	渡 辺 修 一	○	○
福 祉 課 長	西 村 英 世	○	○
税 務 出 納 課 長	永 井 孝 一	○	○
教 育 次 長	前 田 厚	○	○
企 画 振 興 課 技 師 長	佐 藤 康 弘	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	4 定	
		12.18	12.20
議 会 事 務 局 長	中 島 隆 行	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○

平成 2 5 年

上砂川町議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

1 2 月 1 8 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 0 時 5 2 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
1 2 月 1 8 日～1 2 月 2 0 日  
3 日間
- 第 3 諸般の報告
  - 1) 議会政務報告
  - 2) 第 2 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（斎藤議員）
  - 3) 第 2 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（斎藤議員）
  - 4) 第 2 回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（議長）
  - 5) 石狩川流域下水道組合議会第 2 回定例会結果報告（議長）
  - 6) 第 2 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
  - 7) 例月出納検査結果報告（9・10・11 月分）
- 第 4 認定第 1 号 平成 2 4 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 5 認定第 2 号 平成 2 4 年度上砂川町水道事業会計決算認定について  
※ 決算特別委員会委員長報告
- 第 6 町長行政報告
- 第 7 教育長教育行政報告
- 第 8 議案第 3 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第 9 議案第 3 9 号 空知中部広域連合規約の変更について
- 第 1 0 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 議案第 4 1 号 平成 2 5 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 2 号）  
※ 議案第 3 8 号～第 4 1 号までは、提案理由・内容説明までとする。

---

○会議録署名議員

8 番	大 内 兆 春
1 番	伊 藤 充 章

---

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 25 年第 4 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

---

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、大内副議長、1番、伊藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### ◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの3日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月20日までの3日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告について。斎藤議員。

○4番（斎藤勝男） 平成25年第2回砂川地区保健衛生組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

記、1、日時、平成25年11月29日金曜日午前10時。

2、場所、砂川市役所議会委員会室。

3、議件、議案第1号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の、このまた次「条例の」になっています。これは重複していますので、削除をお願いいたします。の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 砂川地区保健衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例の一部を改正する条

例の制定について、議案第3号 平成24年度砂川地区保健衛生組合会計決算の認定を求めることについて、報告第1号 事務報告書の提出について、報告第2号 定期監査報告、報告第3号 例月出納検査報告。

4、結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されております。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、第2回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告について。斎藤議員。

○4番（斎藤勝男） 平成25年第2回砂川地区広域消防組合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

記、1、日時、平成25年11月29日金曜日午前11時。

2、場所、砂川市役所議会委員会室。

3、議件、議案第1号 砂川地区広域消防組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 平成24年度砂川地区広域消防組合会計決算の認定を求めることについて、報告第1号 監査報告、報告第2号 例月出納検査報告。

4、結果、慎重審査の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されております。

なお、砂川地区保健衛生組合資料、砂川地区広域消防組合資料については議会事務局に保管されておりますので、ご一読のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告と石狩川流域下水道組合議会第2回定例会結果報告についてと第2回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告について私から報告いたします。

初めに、1点目でございますけれども、中空知広域市町村圏組合議会について。

標記の件につきまして、平成25年第2回中空知広域市町村圏組合議会定例会が下記のとおり開催

されましたので、報告いたします。

日時でございますけれども、平成25年11月29日午前10時。

場所につきましては、滝川市総合福祉センター集会室。

議件でございますけれども、報告第1号 例月現金出納検査報告について、認定第1号 平成24年度中空知広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成24年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成24年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成24年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

以上、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

次、石狩川流域下水道組合議会について報告いたします。

標記の件につきましては、平成25年石狩川流域下水道組合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

日時でございますが、平成25年11月25日午前11時。

場所につきましては、滝川市総合福祉センター4階講堂。

3、議件でございます。報告第1号 継続費精算報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告について、報告第3号 平成24年度決算に係る資金不足比率について、認定第1号 平成24年度石狩川流域下水道組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

以上、結果、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

次、中・北空知廃棄物処理広域連合議会について報告いたします。

標記の件につきましては、平成25年第2回中・

北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

日時でございます。平成25年11月26日午後1時30分。

場所につきましては、滝川市総合福祉センター集会室。

議件でございます。認定第1号 平成24年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告について。

以上、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の9、10、11月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎認定第1号 認定第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、認定第1号 平成24年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第5、認定第2号 平成24年度上砂川町水道事業会計決算認定について一括議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置いたしましたして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際2件を一括して決算特別委員長より報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本件について委員長の報告を求めます。数馬委員長。

○決算特別委員長（数馬 尚） それでは、決算特別委員会の審査報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件につい

て審査の結果、報告書のとおり結論を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議件は、認定第1号 平成24年度上砂川町一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、土地開発造成事業特別会計、町立診療所事業特別会計、老人保健施設事業特別会計、土地取得事業特別会計、下水道事業特別会計）決算認定についてと認定第2号 平成24年度上砂川町水道事業会計決算認定についてであります。

審査の経過は、平成25年9月18日の第3回上砂川町議会定例会において付託になりました全議件について、去る11月14日と15日の2日間にわたり本特別委員会を開催し、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により、所管課長等から説明聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、認定第1号 平成24年度上砂川町一般会計及び特別会計決算と認定第2号 平成24年度上砂川町水道事業会計決算は、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（堀内哲夫） ただいま決算特別委員長より、認定第1号及び認定第2号についてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

本件については全員により審議されておりますので、この際質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成24年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定については、委員

長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

次、認定第2号について、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成24年度上砂川町水道事業会計決算認定については、委員長報告どおり原案を認定することに決定いたしました。

### ◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第6、町長の行政報告を行います。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） 町長行政報告をいたします。

今回報告いたします平成25年第3回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議につきましてはお手元に配付の報告書のとおりですが、その他2件について報告させていただきます。

1件目として、消費税の税率改正に伴う使用料等の取り扱いと対応について。関係条例の改正が生じませんことから、行政報告として説明させていただきます。国の消費税法の一部を改正する等の法律並びに地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布され、現行5%の消費税率が8%へと改正され、平成26年4月1日から施行されるに当たりましての基本的考えであります。初めに水道料金と下水道使用料について触れさせていただきます。これらの使用料については、それぞれ上砂川町水道事業給水条例並びに下水道条例において料金の合計額に消費税法に定める消費税額等を加えた額を納付しなければならないと定められており、現行5%の消費税相当額を外税として近隣市町同様に住民の皆さんにご負担いただいているところであります。住民の皆さんにはいろんな面において今回の消費税率のアップは生活の圧迫へとつながり、不安を抱えられているというふうに思いますが、水道、

下水道の企業会計におきましても独立採算を基本とし、みずからの手で健全な事業運営、収益の確保に努めていかなければならないことから、町民の皆さんの置かれる状況は十分認識しつつも、明年4月1日の改正法施行に合わせ水道料金及び下水道使用料に対し3%分の増税分を上乗せし、8%の消費税をご負担いただきたくお願いするものであります。町民の皆さんには、今後町広報において周知を図ってまいりますとともに、税込み料金表のホームページの掲載や検針票等への料金総額表示など適切な対応に努めてまいりたいと考えております。今後もより一層の企業努力を図り、給排水コストの低減に努めるとともに、サービスの向上を図ってまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、このほかの住宅使用料やし尿処理手数料、戸籍など各種手数料につきましては、従前より消費税負担の対象ではなく現行どおりとなるほか、指定ごみ袋の料金につきましても住民負担の軽減から当分の間料金改定を見送ることとし、現行どおりとなることを申し添えさせていただきます。また、消費税の税率改正とは直接の関係はございませんが、砂川クリーンプラザくるくるへのごみ直接搬入の手数料におきましては、去る11月15日の全員協議会で説明を申し上げましたとおり、11月29日に開催された砂川地区保健衛生組合議会におきまして明年4月1日より現行10キログラム100円を130円とする料金改定の決定がなされたところであり、今後組合での住民周知とあわせ町広報等による周知を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、株式会社上砂川振興公社で経営しております上砂川岳温泉パンケの湯における入館料や宿泊料等の利用料金についてであります。パンケの湯につきましては、町の直接経由となる施設ではありませんが、100%町の出資であることに加え、町で進める健康の里づくり事業推進の拠

点施設として利用されているほか、多くの町民の公衆浴場の施設としての位置づけが高く、多目的な活用がなされているところであります。これらのことから、パンケの湯における入館料など各種利用料金につきましては現在消費税込みの内税とし、お客様から消費税をいただくことなく利用者の健康維持促進と日ごろからご利用されているお客様に対するサービスの確保に努めているところであります。本施設の経営状況につきましては、近隣市町での同種施設との競合が年々厳しさを増しておりますが、当面さらなる自助努力をもって対応するものとし、入館料と宿泊料は現行どおりの利用料金のまま据え置くこととし、公社との協議を終えたものであります。一方、売店やレストラン、宴会料につきましては、提供する食材や商品の仕入れ段階で増税分が加算されますが、入館料での消費税転嫁を見送る状況の中では仕入れ等にかかわる増税費用の収入確保は困難きわまりなく、やむなく明年4月1日より3%の増税の転嫁を行うこととしておりますので、事情をご理解賜りたくお願い申し上げます。なお、平成27年10月をめぐりに消費税を10%とする動きもありますことから、動向を見据え、パンケの湯の利用状況は経営状況等を総合的に勘案しながら次回増税時には再度検討していきたいと考えておりますことを申し添え、最後になりますが、より一層のサービス向上に向け社員一同努力し、皆様に親しまれる温泉となるよう指導してまいりますので、重ねましてご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、2件目として障害福祉サービスの介護給付費等に係る特別地域加算の未支給について報告いたします。特別地域加算金の未支給につきましては、過日の新聞報道において北海道内の自治体で障害者、福祉サービス事業者への特別地域加算金の未収金が相次いでいる問題として取り上げられ、道内179市町村のうち4割に当たる73市町村が加算金の全額または一部未支給となっており、

73市町村のうち加算金を全く支払っていなかった市町村が14、一部しか支払っていなかった市町村が59で、本町は一部未支給の59市町村に該当するとして報道されたものであります。特別地域加算は平成21年度から訪問サービスに、そして平成24年度からは相談サービスに設けられた制度でありまして、過疎地域などに住む障害者が利用する障害福祉サービス事業所に対して報酬額の15%を加算支給するもので、市町村が障害者に交付する受給者証に特別地域加算の対象である旨を記載し、サービス事業所が市町村に請求するという制度がありますが、受給者証への記載がされていないものがありまして、事業者から加算金の申請がされず、未支給が生じたところでございます。本町におきましては、この制度の対象者が24人おり、平成24年度から加算開始となった相談サービスについては受給者証の記載をしており、未支給はありませんが、平成21年度から加算開始となっていた訪問サービス対象者5名について職員の制度理解が不十分であったために記載漏れが生じ、加算金が未支給となったものであります。未支給加算金の額や未支給額の事業者への支払い時期、方法などについては、今後北海道からの指示によりまして全道的な対応をすることになっておりますが、本年度中に支払いが生じる場合には既存予算内において対応し、年度内移動の精査とあわせ3月定例会にて予算措置をさせていただきたいと考えております。今後このようなことが生じないよう、職員が制度の詳細について十分注意を払って業務に取り組むよう指導してまいりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

---

#### ◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第7、教育長の教育行政報告を行います。林教育長。

○教育長（林 智明） 教育長行政報告を申し上げます。

平成25年第3回定例会から本定例会まで、特に報告する事項がありませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書をごらんいただき、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。

---

#### ◎議案第38号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、平成24年8月8日付の人事院勧告に基づき、55歳を超える一般職の職員の昇給に関し条例の一部を改正すること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第38号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、平成24年の人事院勧告に基づき、55歳を超える一般職の職員の昇給に関して見直しを行うものでございます。

改正の内容でございますが、平成24年の人事院勧告において50代後半層の給与水準の上昇を抑え

る勧告が行われ、国においては平成26年1月1日より55歳を超える職員の昇給について昇給停止とするための法改正が行われたところでございます。55歳を超える職員の昇給制度につきましては、これまで他の職員の昇給が4号俸昇給のところ、国に準拠し、2分の1の2号俸の昇給として既に抑制をしておりましたが、このたびの改正によりまして、昇給につきましては停止となるものでございます。本町におきましては、人事院勧告を尊重することを基本としておりますことから、国に準じて条例の改正を行うものでございます。

なお、実施日につきましては、平成26年1月1日とするものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項を次のように改める。

6 55歳を超える職員に関する第4項の規定の摘要については、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合も昇給の号俸数は、勤務成績に応じて町規則で定める基準に従い決定するものとする。

附則、この条例は、平成26年1月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第39号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議案第39号 空知中部広域連合規約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第39号 空知中部広域連合規約の変更について

提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、空知中部広域連合規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、老人保健医療制度が終了後5年を経過し、新たな事務が生じないこと。また、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律が施行されたことに伴い、規約の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第39号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第291条の3第1項の規定に基づく空知中部広域連合規約の変更に関するものでございます。

変更の内容でございますが、提案理由にもございますとおり、老人保健医療制度の終了後、経過措置期間であります5年を経過したことにより、今後新たな給付事務等が生じないことから、老人保健事業に関する規定を削除するものであります。また、地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されたことに伴い、規約に規定しております障害程度区分審査会を障害支援区分審査会に改めるため規約の一部を改正するもので、このたびの規約の変更は広域連合を構成する1市5町の議会の議決後、知事への許可を得るものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。空知中部広域連合規約の一部を変更する規約。

空知中部広域連合規約（平成10年7月6日市町村第784号指令）の一部を次のように変更する。

第4条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同条第9号中「障害程度区分審査会」を「障害支援区分審査会」に改め、同号を同条第8号とする。

第5条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同条第9号中「障害程度区分審査会」を「障害支援区分審査会」に改め、同号を同条第8号とし、同条第10号を同条第9号とする。

別表第2項第6号を削り、同項第7号中「第4条第7号」を「第4条第6号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第4条第8号」を「第4条第7号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「障害程度区分審査会」を「障害支援区分審査会」に、「第4条第9号」を「第4条第8号」に改め、同号を同項第8号とする。

附則、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、平成26年4月1日から摘要する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

#### ◎議案第40号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、議案第40号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第40号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,090万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該

区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は「第2表 地方債補正」による。

平成25年12月18日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第40号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、9款地方交付税2,181万6,000円の追加で、15億4,501万6,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

13款国庫支出金75万円の追加で、2億555万6,000円となります。

1項国庫負担金75万円の追加で、1億2,848万2,000円となります。

14款道支出金37万5,000円の追加で、1億1,101万4,000円となります。

1項道負担金37万5,000円の追加で、8,744万5,000円となります。

18款諸収入2,000万円の追加で、1億7,535万1,000円となります。

5項雑入2,000万円の追加で、1億6,108万4,000円となります。

19款町債310万円の追加で、4億1,800万円となります。

1項町債、同額であります。

20款繰越金755万9,000円の追加で、5,045万9,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が5,360万円の追加で、29億7,090万円となります。

2、歳出、2款総務費1,143万円の追加で、5億2,001万4,000円となります。

1項総務管理費1,143万円の追加で、4億5,591万2,000円となります。

3款民生費1,973万6,000円の追加で、5億8,314万8,000円となります。

1項社会福祉費1,623万6,000円の追加で、5億1,464万6,000円となります。

2項児童福祉費150万円の追加で、6,596万2,000円となります。

3項生活保護費200万の追加で、230万円となります。

4款衛生費430万6,000円の追加で、1億9,214万2,000円となります。

1項保健衛生費335万6,000円の追加で、8,471万2,000円となります。

2項清掃費95万円の追加で、1億743万円となります。

7款商工費2,000万円の追加で、8,097万4,000円となります。

1項商工費、同額であります。

10款教育費57万3,000円の追加で、9,392万5,000円となります。

2項小学校費40万円の追加で、3,314万1,000円となります。

3項中学校費17万3,000円の追加で、3,230万1,000円となります。

13款職員費244万5,000円の減額で、5億5,593万円となります。

1項職員費、同額であります。

歳出合計が5,360万円の追加で、29億7,090万円となります。

次ページでございます。第2表、地方債補正。

1、追加、起債の目的、石狩川流域下水道組合汚泥等受入施設建設事業。限度額310万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の

利率とする。）。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還または低利債に借換することができる。

続きまして、事項別明細書、7ページ、歳出でございます。このたびの補正につきましては、今年度の職員の異動による人件費及び賃金の精査のほか、燃料費の単価の高騰に伴います燃料費の追加をするものでございます。

総務費、総務管理費、1目一般管理費583万円の追加で、4,631万4,000円となります。臨時職員増によります健保、年金等と賃金の追加をいたしますほか、11節需用費につきましては燃料費の単価の高騰によりまして、庁舎の燃料費として150万円を追加するものでございます。次に、18節備品購入費でございます。総合行政ネットワーク機器等の更新により、300万円を計上するものでございます。

5目財産管理費560万円の追加で、5,036万2,000円となります。11節、修繕料でございます。教育委員会の庁舎への移転経費のほか、土木車庫のシャッター修繕及び老人保健施設の地下燃料タンクの修繕等で560万円を追加するものでございます。

民生費、社会福祉費、6目地域包括支援センター費121万5,000円の追加で、1,291万9,000円となります。地域包括支援センターにかかわります保健師の採用によります人件費の追加と臨時職員の賃金の減額による精査でございます。

次ページでございます。8目後期高齢者医療費1,502万1,000円の追加で、1億1,288万6,000円となります。19節負担金、補助及び交付金1,502万1,000円の追加につきましては、後期高齢者の平成24年度医療費高騰による療養給付費負担金の1,502万1,000円を追加するものでございます。

民生費、児童福祉費、1目児童福祉総務費150

万円の追加で、4,834万5,000円となります。20節扶助費で低体重児1名にかかります療育医療費150万円を追加するものでございます。

民生費、生活保護費、2目扶助費200万円の追加で、229万円となります。お手元に配付しております資料ナンバー1をごらん願います。高齢者世帯等への福祉灯油助成事業の概要でございます。初めに、目的でございます。灯油単価の著しい高騰に鑑み、低所得者の高齢者世帯に対し冬期の生活を支援するため、灯油購入費を一部助成するものでございます。助成対象世帯は、本年12月1日現在で本町に住所を有し、高齢者世帯では世帯主が70歳以上の住民税非課税世帯及び重度身体障害者世帯につきましては世帯主が1級または2級の身障手帳の交付を受けている住民税非課税世帯を対象としております。助成額につきましては、昨年同様、1世帯当たり5,000円で、町内の灯油販売事業者2社で使用することができる灯油引きかえ券により助成するもので、有効期間につきましては平成26年3月末とするものでございます。申請方法につきましては、福祉係へ申請書を提出するもので、申請期間につきましては1月15日から2月末日までとしております。住民周知等につきましては、1月号町広報におきまして助成事業の記事の掲載を行うほか、申請書を折り込みにて配付することとしております。助成経費につきましては、助成額5,000円の400世帯を見込みまして、200万円を計上するものでございます。予算書へお戻り願います。ただいまの説明によりまして、20節扶助費で200万円を計上するものでございます。

続きまして、衛生費、保健衛生費、1目保健衛生総務費300万6,000円の追加で、6,241万4,000円となります。28節繰出金で水道事業会計繰出金として繰り出すものでございます。

3目環境衛生費35万円の追加で、954万8,000円となります。11節需用費で下鶉共同浴場のボイラー修繕料といたしまして、35万円を追加するもの

でございます。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費95万円の追加で、7,334万4,000円となります。同じく11節需用費で燃料費30万円の追加のほか、じん芥車の修繕料といたしまして65万円を計上するものでございます。

商工費、商工費、2目企業開発費2,000万円の追加で、4,457万2,000円となります。お手元に配付しております資料ナンバー2をごらん願います。空知産炭地域新産業創造等助成事業の概要でございます。このたびの助成事業につきましては、空知産炭地域総合発展基金、いわゆる新基金の原資の取り崩しによりスフェラーパワー社へ助成するものでございます。スフェラーパワー社のスフェラーモジュール製造事業につきましては、平成24年度と25年度の2カ年事業といたしまして実施するもので、平成24年度では球状太陽電池の特徴を生かした新製品の量産体制を整えるため、スフェラーモジュール組み立て面実装ラインの整備を行いました。25年度につきましてはスフェラーメッシュ装置附帯設備整備とスフェラーメッシュ装置を整備するもので、設備投資額は4,431万円の需用費に対しまして2,000万円を助成するものでございます。なお、生産計画等につきましては記載のとおりでございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

予算書9ページにお戻り願います。教育費、小学校費、1目学校管理費40万円の追加で、2,548万7,000円となります。11節需用費につきましては、燃料費40万円の追加でございます。

教育費、中学校費、1目学校管理費17万3,000円の追加で、2,560万2,000円となります。9節旅費42万7,000円の減額につきましては、前任の外国人講師の帰国旅費を計上してございましたが、道内に赴任いたしましたことから減額精査するものでございます。11節需用費につきましては、燃料費60万円の追加でございます。

職員費、職員費、1目職員給与費244万5,000円

の減額で、5億5,593万円となります。退職者及び異動等によります給料等の人件費の精査のほか、3年ごとに行われます退職手当組合の負担金の精算金といたしまして、2,618万4,000円を追加するものでございます。

次に、6ページ、歳入でございます。2、歳入、地方交付税、地方交付税、1目地方交付税2,181万6,000円の追加で、15億4,501万6,000円となります。普通交付税を追加するものでございます。

国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金75万円の追加で、1億2,848万2,000円となります。歳出で説明をいたしました療育医療費の国庫負担金2分の1を計上するものでございます。

道支出金、道負担金、1目民生費負担金37万5,000円の追加で、7,399万9,000円となります。国庫支出金同様、歳出で説明いたしました療育医療の道負担分4分の1を計上するものでございます。

諸収入、雑入、5目雑入2,000万円の追加で、1億6,108万円となります。歳出で説明いたしました空知産炭地域総合発展基金助成金を歳出同額計上するものでございます。

町債、町債、3目衛生債310万円の追加で、310万円となります。石狩川流域下水道組合において実施しております汚泥等受け入れ施設建設事業負担金にかかわります起債の計上でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金755万9,000円の追加で、5,045万9,000円となります。前年度繰越金全額を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

#### ◎議案第41号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、議案第41号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第41号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

(総則)

第1条 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成25年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款水道事業収益、既決予定額1億5,023万8,000円、補正予定額300万6,000円、計1億5,324万4,000円。

第2項営業外収益、5,672万9,000円、300万6,000円、5,973万5,000円。

(支出)

科目、第1款水道事業費用、既決予定額1億5,023万8,000円、補正予定額300万6,000円、計1億5,324万4,000円。

第1項営業費用、1億514万9,000円、300万6,000円、1億815万5,000円。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を、次のとおり改める。

科目、職員給与費、既決予定額2,127万8,000円、補正予定額512万3,000円、計2,640万1,000円。

(他会計からの補助金)

第4条 予算第8条に定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「5,502万円」を「5,802万6,000円」に改める。

平成25年12月18日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、

よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。奥山副町長。

○副町長（奥山光一） それでは、ご指示により、議案第41号の内容の説明をいたします。

3ページでございます。平成25年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益300万6,000円の追加で、1億5,324万4,000円となります。

2項営業外収益300万6,000円の追加で、5,973万5,000円となります。

2目繰入金300万6,000円の追加で、5,802万6,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用300万6,000円の追加で、1億5,324万4,000円となります。

1項営業費用300万6,000円の追加で、1億815万5,000円となります。

1目原水及び浄水費211万7,000円の減額で、1,512万4,000円となります。

4目総係費512万3,000円の追加で、3,006万8,000円となります。

事項別明細書、4ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水費211万7,000円の減額で、1億815万5,000円となります。浄水場代替賃金の精査により賃金231万7,000円の減額をいたしますほか、燃料費20万円を追加するものでございます。

4目総係費512万3,000円の追加で、3,006万8,000円となります。異動によります人件費の精査、嘱託職員の報酬の追加をするものでございます。

続きまして、収益的収入でございます。収益的収入、水道事業収益、営業外収益、2目繰入金300万6,000円の追加で、5,802万6,000円となります。一般会計繰入金を充当いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容

の説明を終わります。

---

#### ◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日19日を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、明日19日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、20日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前10時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員      伊 藤 充 章

平成 2 5 年

上砂川町議会第4回定例会会議録（第2日）

12月20日（金曜日）午前10時00分 開議  
午前11時08分 閉会

○議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第39号 空知中部広域連合規約の変更について
- 第 5 議案第40号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第41号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）  
※ 議案第38号～第41号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 7 調査第4号 所管事務調査について
- 第 8 派遣第3号 議員派遣承認について  
(追加日程)
- 第 9 意見書案第11号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書
- 第10 意見書案第12号 過疎対策の積極的推進を求める意見書
- 第11 意見書案第13号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書

○会議録署名議員

8番 大 内 兆 春  
1番 伊 藤 充 章

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただ

いまの出席議員は9名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成25年第4回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、大内副議長、1番、伊藤議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、許可したいと思います。

◇ 川 岸 清 彦 議員

○議長（堀内哲夫） 2番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 皆さん、おはようございます。それでは、直ちに一般質問に入らせていただきます。

平成25年第4回定例会に当たり、福祉医療施設への指定管理者制度導入後の状況と情報公開による町政運営について伺います。

町立診療所や特別養護老人ホームなど福祉医療センターの4施設について指定管理者制度を活用し、民間導入をしてから、はや9カ月がたとうとしています。指定管理者制度導入に当たりましては、町民、利用者や家族の皆さんなど、関係者からの疑問や要望などのそれぞれ説明をしておられたわけですが、指定管理者制度導入後の状況につきましてには町広報12月号において詳しく状況周知がなされ大変よいことだと考えておりますが、指定管理者制度導入後の状況について重複するものもあろうかと思いますが、改めて現状どのように推移しているのかをお伺いいたします。

まず、第1点目、施設の利用状況についてお伺いします。12月末現在の利用状況が広報に掲載されておりますが、町が直接運営していたときと比べ利用状況はどのようになっているかお伺いいたします。

次に、2点目として、指定管理者導入に当たり国の指導や方針、厚生労働省が求めている入所者一人一人に合った質の高いサービスを提供する上で民間の専門的な力がどうしても必要であり、行政で対応し切れないソフト部分を民間のノウハウを活用し、利用者の希望に添えるものにするのが基本的な考え方と説明されてきましたが、どのような変化があったのか。また、今後の見通しについてお伺いいたします。

3点目として、町の財政負担について、制度導入で施設の貸与などによって将来持ち出しがなくなると説明されていましたが、現段階での見通しはいかがかお伺いいたします。

最後になりますが、情報公開について、基本的見解をお伺いいたします。指定管理者導入後の状況について、広報にて周知されたことは大変よいことであり、情報を町民と共有する情報公開は公正で開かれた町政運営を推進する上でとても大切なことであると考えます。これまでも町政執行に当たりましては、町民の皆さんに対し情報提供を行い、町民の皆さんの意見や要望を聞いてこられ

たと思いますが、情報公開を早目に行うことにより多くの町民の意見や要望を聞くことができるものと考えております。これまでいろんな政策を進めてこられましたが、町民からの意見や要望、苦情などに対して聞き、説明の必要もあると思いますので、基本的な見解をお伺いいたします。

以上、答弁をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（堀内哲夫） ただいまの2番、川岸議員の質問に対し、答弁を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 2番、川岸議員のご質問、福祉利用施設への指定管理者制度導入後のその後と状況についてお答えいたします。

福祉医療センターの指定管理に当たりましては、入所者等の多様化するニーズに応えた質の高いサービス提供により、入所者が安心して生活できる施設運営を図るため指定管理者制度を活用した公設民営化を議員を初め利用者やそのご家族、町民代表の皆さんなどのご理解、ご協力のもと、本年4月から町立診療所を初め、老人保健施設成寿苑、特別養護老人ホームはるにれ荘及びデイサービスセンターの4施設を指定管理者による管理運営を行ったところであり、各施設の指定管理後の利用状況等につきまして町広報12月号でお知らせをしたところでございます。

ご質問の1点目、町が直接運営をしていたときと現在との比較についてであります。町立診療所においては町直営でありました平成24年度における1日当たりの平均受診者数は20人に対しまして、10月末現在1日当たりの平均受診者数は12人とやや減少の傾向にございますが、要因といたしましては広報でもお知らせをいたしましたが、現在診療に当たっている医師は患者さんお一人お一人的確な診断を行うために患者さんからお話を十分に聞いた上で必要な検査や患者さんが納得のいく説明を行うとの診療方針により診察時間や待ち時間がやや長くなり、結果として開設時間内で

対応できる患者数の減や、中にはそうした状況を敬遠される患者さんも生じたと思うものであり、町といたしましてはこのような状況の改善について指定管理者に対し申し入れを行い、指定管理者においても改善策を医師と協議、検討しているとのことでありますので、今後の状況を見据えてまいりたいと考えております。

次に、老人保健施設成寿苑、特別養護老人ホームはるにれ荘及びデイサービスセンターの利用状況でございます。平成24年度における各施設の利用状況でございますが、成寿苑では平均入所者数が42.7人、はるにれ荘では44人、またデイサービスセンターにおきましては10.1人となっておりますが、指定管理後の10月末現在では成寿苑で46人、はるにれ荘は44人、デイサービスセンターにおいては9.5人とほぼ同数の利用状況となっております。入所者が入院もしくは死亡による退所が多くなっている中、指定管理者においては入所者等の確保に鋭意努力され、施設の健全運営に努めているところであります。

2点目の指定管理者制度導入後どのようなサービスの変化があったのか、また今後の見通しについてであります。議員のお話にもございましたが、冒頭申し述べましたとおり指定管理者制度導入の大きな目的の一つといたしまして、入所者一人一人に質の高いサービスを提供するため、専門的なノウハウを持つ民間事業者による運営を要することを基本としておりますが、制度導入後9カ月が経過したばかりであり、全ての成果が出ているものではありませんが、指定管理者の本町施設におけるサービス改善を目指した取り組みといたしまして、町広報におきましても概要を周知いたしましたが、指定管理者では入所者1人につき職員1人が専属パートナーとなり、入所者のニーズに耳を傾け、体調の変化を見逃さず、着実にケアプランに沿った介護を実践するパートナーシップ制度の導入に向けた基盤づくりに着手しており、入所者個々の要望に対しより一層のきめ細かなサービ

ス提供に向けた準備を進めております。施設の行事にありましても、敬老会はもとより本年初めての夏祭りが8月に成寿苑、はるにれ荘合同で盛大に開催され、多くの入所者とその家族に好評を得たところであります。また、食事サービスであります。入所者個々に応じたカロリー制限や個別性の高い食事が求められる中、食材の彩りや味づけに工夫を凝らし、でき得る限り変化に富んだ高齢者が飽きのこない食事の提供に向けて、これまでのメニューを刷新し、指定管理者独自の献立を取り入れ、昼食と夕食に提供しております。入所者からは、種類がふえておいしいとの評価を受けている一方、今まで和食中心になれていたので食べにくいものもあるなどのさまざまな声がありますが、これらの声を大切に献立づくりへ反映させるほか、食器類の入れかえなどにより入所者の方々が楽しんで食事をしてもらうべく取り組んでいるところであります。さらに、職員の資質向上のための研修会等を積極的に実施しており、介護に対する高い技術の習得とそれを実践の場で生かすことのできるようなスキルアップに力を入れ取り組んでいるなど、これら細かなソフト面で専門的なノウハウが生かされつつあり、将来多岐にわたり高齢者が安心して快適な生活を送ることのできる施設づくりを目指しているところであります。

次に、3点目の町の財政負担についてでございますが、指定管理者制度導入前の平成24年度当初予算と本年度当初予算の福祉医療センター関連予算を比較いたしますと、職員や臨時職員等に係る人件費については、3年間の身分や現給保障を行うこととしており、退職者に係る人件費分の財政負担の軽減のほか、町立診療所においては特別会計を設置し、一般会計から毎年度1,000万円ほどの繰り出しにより収支の均衡を図っておりましたが、指定管理によりその分の繰り出しが不要となり、そのほか施設運営に直接要する燃料費や電気料などの物件費、医業費等は指定管理者の負担であることから、これらも含めおおむね4,000万円

ほどの効果が見込まれ、本町の脆弱な財政基盤にとって大きなメリットとなるものであります。

最後に、情報公開についての基本的見解についてであります。議員のご質問にもございますとおり、情報を町民と共有するための情報公開は、町長も常々お話をしておりますように、情報の共有による開かれた町政の推進、協働による町づくりの推進の基本理念でもありますことから、これまでも町政の推進に当たりましては議員を初め町民の皆様へ対しましてさまざまな機会を通じ情報の提供を行い、施策の推進に対する提言等をもとに町政運営に努めてきたところであります。情報公開や情報の共有を適宜行うことは、先ほども述べましたが、開かれた町政運営に当たって極めて重要であると認識しておりますが、職員の不祥事問題など一部情報提供がおくれたことによりまして誤解やご指摘を受けた要因であると受けとめるもので、できるもの、できないものがございますが、適宜情報公開、情報提供のタイミングを逸することがないように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。川岸議員。

○2番（川岸清彦） 質の高いサービスということで、診療所の医師に関してちょっとご質問したいのですけれども、直接私事務のほうに電話しまして、中学生以下診療しないということを言われたのです。その関係で、一応町立診療所ということもありますし、小学生、幼児の関係でも感冒程度、風邪ぐらいでしたら投与して、診てもらいたいなど、そういう要望があります。

次に、指定管理者福祉サービスの従業員に関して、職員に関してなのですけれども、11月現在3名の職員が退職されています。それで、私も5月ごろですか、インターネットで指定管理者福祉サービスということで、上砂川の職員募集広告見ました。それで、看護師初めケアの関係のほうです

ね、何人か募集広告見たのですけれども、今現在、11月現在で3人退職したということなのですが、その補充も何か考えていないみたいなので、それで質の高いサービスというのも成り立たなくなるような感じも受けますので、今現在の指定管理者福祉サービスの職員の配置関係、従業員の数とか、それと萌に移る前の町営のときの職員の数、そしてどの程度職員が今指定管理者福祉サービスと入れかわっているか、その程度の資料を見せていただきたいなど、お願いしたいと、このように思います。よろしくをお願いします。

○議長（堀内哲夫） 川岸議員、今の再質問ですけれども、要望ですか。書類を用意してほしいとか。

○2番（川岸清彦） 要望と……

○議長（堀内哲夫） 要望ですか。

○2番（川岸清彦） 要望と質問です。医師の関係では、本当にそうなのかということ。

○議長（堀内哲夫） ただいまの川岸議員の再質問に対して答弁を求めます。副町長。

○副町長（奥山光一） ただいまの川岸議員の再質問について、私のほうから答弁とさせていただきますと思います。

初めに、町立診療所の医師の中学生以下の診療をしないというふうに言われたということで、風邪等については診てほしいとの要望があったということのご質問でございますが、こちらにつきましては改めまして診療所のほうに実態等を確認いたしまして、もしそのような実態があるのであれば、この辺含めまして指定管理者に対して改善の申し入れをさせていただきたいと思えます。

それと、2点目でございます。職員の補充の関係等々でございますが、こちらにつきましては基本的に施設につきましては、特に老人保健施設成寿苑等につきましては国の配置基準がございまず。少なくとも配置基準を満たさなければ、介護保険料等々で減算等々がございまずるので、また募集しているということでございますので、補充を

考えていないということではないとは思いますが、改めましてこの辺についても再度調査をしながら、また改めてたゞいま要望がございました資料等についても別途用意させていただきたいと思ひます。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（堀内哲夫） たゞいまの川岸議員の再質問について答弁ございましたけれども、再々質問ございますか。

○2番（川岸清彦） いいえ、ありません。要望のほう、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（堀内哲夫） 3番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願ひます。

○3番（吉川 洋） 第4回定例議会において、私のほうから分別ごみ収集の現状と今後について質問させていただきたいと思ひます。

本年4月に提出のありました上砂川町一般廃棄物処理基本計画によりますと、平成19年より平成23年のごみ状況は、全体的には6.4%の減少となっておりますが、その内容を見ますと一般家庭のごみは5.1%程度の減少、また事業系が18.6%となっていました。人口の減少を考えてみますと、その割には家庭のごみの減少が少ないのではないかとこのように考えられるわけですが、今後ごみ収集のための経費等を少なくするためにも、我々も含めごみを少なくするための意識改革が必要と思ひます。新たな啓蒙活動を含めた活動が必要と思ひますが、町のお考えをお聞きたいと思ひます。

次に、一般ごみ以外の小型電気製品、携帯電話やパソコン等、AV機器、さらにはテレビ、冷蔵庫等の不法投棄が社会問題となっております。しかし、これらには膨大な資源が眠っているというふうに言われております。天然資源の鉱山になぞらえて、これらを都市鉱山と今言われております

が、それらからレアメタル、希少金属を抽出するための工場が全国各地にできつつあります。北海道においても、石狩市にそれらの希少金属を取り出すための工場がつけられて操業しているように聞いておりますが、参考のため2009年の資料を添付させていただきました。その中の一部でございますが、金だけをとっていても全世界の年間使用量の3倍近い量がこの日本の都市鉱山の中に蓄積をされているというふうに言われております。今既にこれらを扱っている企業により、自治体やいろいろな団体からこれらの機器の買い取りも進んでいるというような状況も聞いておりますが、もしこれらに向かい当町も準備ができるならば不法投棄の減少につながり、また買い取っていただくことにより、ごみ収集の経費の削減にも寄与できるものと考えられます。町として将来的にこれらについて取り組みが可能かどうかお尋ねをさせていただき、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） たゞいまの3番、吉川議員の質問に対し、答弁を求めます。渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） 3番、吉川議員の質問、分別ごみ収集の現状と今後の方向性についてお答えをいたします。

本町のごみの排出量の推移につきましては、本年4月に策定しました上砂川町一般廃棄物処理基本計画にも記載しておりますが、平成19年度と平成23年度との比較で総排出量では全体で6.4%の減少となっており、ごみの区分別では可燃ごみや生ごみは減少傾向にあるものの、粗大ごみがやや増加傾向となっております。本町を除く砂川地区保健衛生組合を構成しております他の2市2町におきましても人口は減少しておりますが、家庭ごみの総排出量は横ばい状態であり、ごみが減少しない要因といたしましては企業や生産者などがつくり出す製品の過剰な包装などが考えられるところであり、ごみの減量につきましては、3R運動と言われておりますリデュース、ごみを出さ

ない、リユース、繰り返し使う、リサイクル、再び資源として利用するといった運動の取り組みが必要であると考えております。ごみの減量化に向けましては、可燃ごみのうち2番目に多いとされております紙類の対応が求められておりますが、お菓子やティッシュなどの紙箱、包装紙、ボール紙、紙袋、パンフレット、封筒やコピー用紙など雑紙と言われる紙類が資源ごみ回収品目に追加されましたので、これらの雑紙を段ボールや新聞紙などと同様に資源ごみとして分別回収をすることにより、ごみの減量化が図られ、中継施設でありますクリーンプラザくるくるへの処理費用の負担の削減、さらには焼却施設エネクリーンへの焼却費の負担金の削減にもつながりますことから、分別回収に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、使用済みの小型家電製品の処理についてであります。処理費用が発生しますテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の家電4品目を除く携帯電話、パソコン、ビデオ、DVDレコーダー、カメラなど、電気や電池で動く小型家電製品につきましては、不燃ごみと一緒に粉砕機で粉砕した後、埋め立て処理をしておりますが、議員のご質問にもございますように、これら小型家電製品には金や銀、銅、白金、レアメタルなど価値の高い資源が含まれていることから、貴重な資源の再利用を目的とする小型家電リサイクル法が本年4月に施行されたところであります。この法律の施行に伴い、本町指定の資源ごみ回収社が石狩市に資源再生工場を建設し、本格稼働がされましたので、本町におきましても小型家電製品の回収はごみ処理費用の削減や町の最終処分場の延命策にもつながるものと考えますことから、先ほど申し上げました雑紙の分別収集とあわせ回収方法や回収場所のほか、回収業者への買い取り価格など衛生協力会や業者と協議を行い、明年4月から実施に向け検討していきたいと考えております。なお、実施に当たりましては、町広報や衛生協力会を通じて分

別収集方法の変更など町民への周知をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（吉川 洋） ありません、ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◇ 横 溝 一 成 議 員

○議長（堀内哲夫） 次、7番、横溝議員、ご登壇の上ご発言願います。

○7番（横溝一成） 私は、平成25年第4回定例会に当たり、第18期町政に向けて貝田町長の決意のほどをお伺いいたします。

本年度は、第17期町政の最終年度であり、また第6期町づくり総合計画前期基本計画の最終年度でもあります。貝田町長は、平成22年4月に加賀谷前町長から町政運営を引き継がれ、本町が抱える財政健全化問題や人口減少問題を初め、山積みする諸課題に対しましても積極的に取り組まれ、町民の皆さんが住みなれた町で安心して暮らせる町づくりに尽力されておりますことに敬意を表するものでございます。

さて、改めて貝田町長の就任後の4年を振り返ってみますと、政策目標にあり、先ほど申し上げましたが、本町の重要課題であります財政健全化、人口減少の対策、さらには少子高齢化対策に重きを置き、町民から寄せられた提言などに対し子を持つ世帯の負担軽減を図るべく子育て支援対策として小中学校の給食費助成事業を初め、育児用品購入費助成事業に取り組むなど、上砂川町で安心して子供を産み育てられる環境づくりに取り組まれてきました。また、高齢者対策についてにつきましては、生きがいを促すために敬老祝い品贈呈事業をスタートさせたほか、在宅老人除雪サービ

ス事業の拡充や高齢者と保育園児の交流事業等にも積極的に取り組まれ、厳しい財政状況の中でありながら常に財源確保を図り、限られた財源の効率的、効果的な財政運営に努めてこられ、一定の成果を得られたものであります。重ねて、これまでのご奮闘に敬意を表するとともに、多くの住民がその功績を評価するものであります。本町におきましては、行政各般にわたりまだまだ多くの課題を抱えており、また自主財源が少ない町にとりまして重要な財源であります地方交付税につきましても先行き不透明な状況にあり、引き続き厳しい行政運営が強いられると考えるものであります。人口減少や基幹産業基盤の持ち合わせていない本町にありましては、今後の行政運営についてはさらに最少の経費で最大の効果を上げる施策の推進とあわせて、広域行政、広域連携も視野に入れた町政運営が求められると考えるところでございます。

こうした状況を鑑みると、貝田町長には来期の町長選挙の立起についてご検討をしていただきたく思いを強くしているところであります。町長という職務は大きな責務を負うとともに、激務であろうと思うところでございます。職員の不祥事含め、一部の住民よりいろいろと非難を受けている状況もありますが、貝田町長の行政手腕に期待をするものであります。昨年末より体調を崩されていると聞いておりますが、上砂川町のために、町民のために前向きに検討していただきたくお願いをし、来期への決意についてお伺いして、私の質問とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの7番、横溝議員の質問に対し、答弁を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） 7番、横溝議員の第18期町政、次期町長選に向けての立起についてお答えをいたします。

ただいま町長就任以降進めてまいりました各種施策の推進に一定の評価をいただいたことにつき

まして、心から感謝を申し上げる次第であります。平成22年4月に皆様のご支援をいただき、本町最大の課題である財政再建問題と人口減少問題に職員一同とともに全力を挙げて取り組んでまいりました。おかげさまで、ここまで子育て支援対策と高齢者対策を中心にあらゆる施策を進めることができましたことは、町民の皆さんや議長を初めとする議員の皆さんのご理解とご支援のたまものと改めて心からお礼を申し上げる次第であります。来年度以降の第18期町政の進めにつきましては、単独での行政運営、いわゆる自立の道を進まざるを得ない状況と判断するものであります。今後の財政運営のかなめとなります財政調整基金積立金等につきましても前町長からの引き継ぎ額に手をつけることなく、平成22年度から平成24年度までの3年間の実質決算において同額以上の積立金確保が図られ、平成25年におきましても、年度途中でございますが、基金取り崩しなく決算を迎えられると見込まれるものであり、この4年間において若干なりとも財政状況を好転させることができ、あらゆる機会を通して、あらゆる場面を通して多くの皆さんにお力添えをいただいた結果であると思ひ、重ねまして感謝申し上げます。

ただいま財政状況について少しく好転したとの話をいたしました。ご承知のとおり脆弱な財政基盤の抜本的対策をとれない本町では、将来への不安も残すところであります。あわせて長年の課題でありました全町での空戸対策や福祉医療センターの公設民営化等にも着手をさせていただきましたが、職員の不祥事の問題も含めいろいろとご指摘や非難を浴びたのも事実であり、町政運営に100%の賛同を得て進めることは極めて困難であると思いつつも、このようなことがあってはならないと深く反省し、失墜した信頼回復に向け努力しなければならぬものと改めて思うものであります。こうした状況の中で、4年間の進めをみずから振り返ったとき、これでよかったのかなと

いう思いも禁じ得ず、さらに多くの課題を抱え、町民一丸となり上砂川町を守るとのことに思いをはせるとき、私自身の能力や体調面での不安を考えますと、果たしてこれからの難局を乗り切っていけるかという思いも生ずるところであります。いずれにいたしましても、次期町長選への立起に関しましては、1期目立起に当たり講演会を立ち上げ、お世話いただきました会長ほか役員の方々の皆さん、そしてご支援をいただきました町内各団体、機関の方々のご意見を拝聴しながら、私ごととなりますが、家庭環境や町内の情勢をそんたくして、年明け早々にも決断をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げ、お答えとさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○7番（横溝一成） 質問はございませんけれども、頑張っていたきたいと思えます。

以上です。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

---

◎議案第38号 議案第39号 議案第40号  
議案第41号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第38号から日程第6、議案第41号については既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第39号 空知中部広域連合規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第39号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 空知中部広域連合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第40号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第40号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第41号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第41号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎調査第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、調査第4号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付しておりますように、総務文教常任委員長及び厚生建設常任委員長、議会運営委員

長から会議規則第72条及び74条の規定により閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### ◎派遣第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、派遣第3号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案3件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

---

#### ◎意見書案第11号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、意見書案第11号 「安心できる介護制度の実現を求める」意見書について議題といたします。

2番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（川岸清彦） 「安心できる介護制度の実

現を求める」意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成25年12月20日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 様

提出議員 川岸 清彦

賛成議員 数馬 尚 斎藤 勝男

意見書案第11号

「安心できる介護制度の実

現を求める」意見書（案）

「家族を介護負担から解放する」をうたい文句として介護保険制度が始まって以来、制度改定がなされるたびに給付が削減され、使いづらい制度となっています。

2012年4月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、これまでの「30分以上60分未満」「60分以上」から、「20分以上45分未満」「45分以上」へと短縮されたことにより、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパーの収入減など様々な問題が表面化し、利用者の自立を妨げるものとなっています。介護保険の利用限度額上限に達したり自己負担の利用料負担が大きくなりすぎるなどで、必要な介護を受けることが出来ず、家族の介護負担もいっこうに軽減されていません。

また、介護労働者の賃金は他産業と比較して大幅に低く、職場では離職者が後を絶ちません。働き続けられる賃金への改善が急務です。医療費の抑制の名のもとに入院日数が削減され、「病院から在宅へ」の流れが強まっていますが、在宅医療も介護もその受け皿としてはあまりに脆弱な体制です。利用者本位の制度改善とサービスを提供する側の処遇改善が急がれます。

以上のことから下記の事項について要望します。

記

1. 介護保険制度を改善し介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料・利用料を国の責任で軽

減すること。

2. 訪問ヘルパーによる生活援助の時間短縮と上限引き下げを見直し、必要なサービスを受けられるよう改めること。

3. 全額国費負担による介護職員の賃金引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、財務大臣。

以上です。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第11号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第11号「安心できる介護制度の実現を求める」意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

◎意見書案第12号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、意見書案第12号 過疎対策の積極的推進を求める意見書について議題といたします。

4番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（斎藤勝男） 過疎対策の積極的推進を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成25年12月20日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 大内兆春 高橋成和

本文を拝読いたします。

意見書案第12号

過疎対策の積極的推進

を求める意見書(案)

過疎地域は、我が国の国土の半分を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒しの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域に住む住民によって支えられてきたものです。

少子・高齢化が急速に進んでいる今日、過疎地域では、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、極めて深刻な状況に直面しています。しかし、過疎地域が安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されていくことが、多面的・公益的機能の維持と、ひいては都市をも含めた国民全体の生活の向上につながることを認識し、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であると考えます。よって、国におかれては、以下の項目について強く推進することを求めます。

記

1. 地方交付税を充実し過疎市町村の財政基盤を強化するとともに、過疎対策事業債の必要額を確保し、道路・橋梁の維持補修などに過疎対策事業債を適用する対象事業の拡大を図ること。
2. 医療や雇用の確保、交通や教育環境の整備等を広域的な事業による対応を含めて積極的に推

進し、住民が安心・安全に暮らせるための生活基盤を確立すること。

3. 過疎地域においても高度情報通信等社会の恩恵を享受できるよう高度情報通信基盤の整備を図るとともに、過疎地域の活性化や中心都市との交流の促進を図るため、高規格幹線道路等の道路網の整備を促進すること。
4. 森林の管理、農地の利用、地域資源を活用した観光及び地場産業の振興等過疎地域の環境と特性を活かした産業振興を支援し、新たな雇用を創出すること。
5. 集落対策、都市との交流、多様な主体の協働による地域社会の活性化と人材の育成・活用等による総合的な集落対策を積極的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年12月20日

上砂川町議会議長 堀内哲夫  
提出先 内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。  
以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第12号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第12号 過疎対策の積極的推進を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第13号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、意見書案第13号  
利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を  
求める意見書について議題といたします。

5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 利用者本位の持続可能な介  
護保険制度の確立を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定に  
より提出する。

平成25年12月20日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫 様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 伊藤 充章 川岸 清彦

本文に入ります。

意見書案第13号

利用者本位の持続可能な介護保険  
制度の確立を求める意見書（案）

政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案（プログラム法案）」を国会に提出した。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担引き上げなど盛り込んだ介護保険法改正案を平成26年通常国会に提出をめざすとしている。

少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっている。高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護労働者が安心して働き続けられるよう以下の点について強く要望する。

記

1. 要支援者を「新しい総合事業」に移行することは、社会保険の基本的な制度である個人給付を大きく変容させるものであり、また、給付水

準や負担額の格差が自治体の財政力などによって今まで以上に拡大する恐れがあることや、介護サービスの安定供給に懸念があるため、現行の予防給付を維持すること。

2. 予防給付は、介護の重度化防止という観点から有効であり、自立支援効果の期待できる予防給付が行われるようケアマネジメントを強化すること。
3. 一定所得以上者の介護保険利用料2割負担は、引き上げによって大きな影響が生じることから、基準の設定については、長期的・継続的負担となることを考慮した所得要件とすること。
4. 特別養護老人ホームにおける補足給付の支給要件に資産を追加する際には、実態を把握した上で資産捕捉の確実性や公平性の確保、さらには保険者における事務負担を十分に考慮し検討すること。
5. 介護人材の確保は介護サービスを提供するための基礎的な基盤であることから、働き続けることができるよう介護労働者を安定的に確保するためのロードマップを示し、処遇改善及び人材育成・確保への財政措置を含めた施策を講じること。
6. 地域包括ケアシステムの推進にあたって、24時間定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能サービスの現状を検証し、改定・改善策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年12月20日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫  
提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、  
厚生労働大臣。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を  
終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第13号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎年末挨拶

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしました。

本年最後の議会でございますので、町長、教育委員長よりご挨拶をいただきたいと思っております。初めに、貝田町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（貝田喜雄） ご指示によりまして、平成25年の最終議会に当たり一言ご挨拶させていただきます。

ことしも早いもので12月定例会の閉会を迎えるところであります。この1年間、議長初め議員各位には町づくりを進める上での数多くの課題解決に向けご尽力をいただいたところであり、まずもって心よりお礼申し上げます。また、本会議並びに各委員会等におきまして提案いたしました各案件につきましても真摯なご審議を賜り、全議案について原案どおり可決決定いただきましたことに対しましても重ねてお礼申し上げます。まことにありがとうございました。

さて、改めてことし1年を振り返ってみますと、国内政治は多くの国民支持を得て自公連立政権により経済対策等を積極的に進めておりますが、私たちを取り巻く生活環境や地方行政の置かれる状況は一向に改善されず、この先も消費税増税問題

や原発再稼働等々の問題などを抱え不安が募る1年であったと思うものであります。こうした中、本町にありましても人口減少問題や安定した財政運営などの課題を抱えておりますが、議員、そして町民の皆さんの支えにより課題解決に少しずつではあります、前進してこれたと思うものであります。

この1年間、政策目標とする子育て支援施策の充実や高齢者対策に重きを置き、皆さんから寄せられた提言等をベースといたしまして、子育て支援対策として乳幼児予防接種費用の助成や小学校での親子学習教室の開催のほか、家庭での学習手引書の作成配付などに取り組み、福井市鶉地区児童との交流も深められ、ソフト面での政策推進ができたと思うものであります。また、高齢者対策につきましても、いつまでも元気に暮らしていただきたいとの願いのもと、肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を開始したほか、福祉医療センターの公設民営化や保育園児と各町老人クラブ会員との交流事業の拡充に努めてきたところであります。このほか、災害に強い町づくりを目指し、町民センターと体育センターの耐震化や大規模改修事業に着手するとともに、街路灯のLED化や町営住宅の空戸対策にも取り組むことができ、皆さんのご協力に改めて感謝を申し上げます。

ただいま皆さんのご協力により住みよい町づくりに向け多くの事業や施策を進めさせていただいたとお話を申し上げましたが、議員各位もご承知のとおり、本町では新しい雇用の場の確保を初め、行政各般にわたりまだまだ多くの課題を抱えていると認識しており、町民の皆さんと一体となった町政運営に努めなければならないと思うものであります。今後の行財政運営は、地方交付税の動向いかんとなるもので、本町を取り巻く環境は依然として厳しく、議会、そして町民の皆さんとの協働の町づくりの体制強化はもとより、幅広い分野での広域行政も視野に入れた対応が求められ

ますことから、来年4月までの残された任期中、精いっぱい努めてまいりますので、議員各位のお力添えを賜りたくお願い申し上げる次第であります。

ことしも残すところわずかとなりましたが、皆様方にはご家族ともどもご健康に留意をされまして、新しい年を迎えられますよう念願申し上げ、本年の議会閉会に当たっての挨拶といたします。この1年間、本当にありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） 引き続き栗原教育委員長、ご挨拶をお願いします。

○教育委員長（栗原順道） 議長のご配慮により、平成25年最終定例議会に当たりまして教育委員会を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

本年も大変厳しい町財政の中、教育全般にわたりご理解とご支援を賜りましたこと、お礼を申し上げます。

この1年間を顧みますと、全国においていじめ、体罰、児童生徒の非行問題や学力向上への対策等が大きく取り上げられました。当町におきましても、いじめアンケートの実施と個別調査を実施しておりますが、いじめと認知される案件は発生しておりません。また、学力向上の取り組みにつきましても、本年4月に家庭学習の手引を配付し、家庭での学習を推奨し、宿題の配付、地域アドバイザーを活用した放課後子ども教室の開催など、学力向上対策を展開しているところであり、少しずつではありますが、学習への取り組む姿勢並びにその効果があらわれてきているものと考えており、今後も家庭、学校、地域が一体となった学力向上への取り組みを推進してまいります。

また、福井市鶉地区との交流におきましては、貝田町長のご配慮により本年は福井市立鶉小学校児童6名と引率者、合わせて9名の訪問団を受け入れることができましたこと、心より感謝申し上げます。この交流により、子供たちは自分の町の生い立ちを知り、郷土愛を深め、後世に継承することを期待するものであります。交流の輪がさらに深まり

ますよう、今後ご支援を賜りますようお願いいたします。

将来を担う子供たちが夢と希望に胸を膨らませ、個性豊かでたくましく、そしてお互いの命を大切にし、思いやりの心を持った大人に成長してくれることを願い、今後教育行政に取り組んでいく所存でございます。

結びになりますが、ご家族おそろいでよいお年を迎えられますようご祈念申し上げ、ご挨拶といたします。

○議長（堀内哲夫） 私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本年最後の第4回定例会も皆様のご協力によりまして無事終了いたしました。心よりお礼申し上げます。

今年を振り返りますと、今年のこの挨拶の中で世界の多くのリーダーが交代し、その後の情勢を注視する必要があると申しました。とりわけ中国、韓国といった近隣諸国の関係を注目していたところでございますが、対日強硬姿勢が増しており、今後この緊張関係が経済交流まで影響を及ぼすことのないよう、相互政府の冷静な対応が望まれます。

一方で国内では、昨年末の総選挙の結果、自民、公明連立政権が3年4カ月ぶりに復帰し、またことし夏の参議院選挙でも与党が勝利し、ねじれ国会が解消され、決められない政治からの脱却、経済の立て直しが期待されます。その経済動向でございますが、政権交代後のアベノミクスへの期待感から株価が上がり、景気は上向きと言われましたが、本格的な景気回復とこの好景気が早く地方へ及ぶことを望むものであります。

こうした明るい兆しがある一方、災害が国内外で発生し、多くのとうとい命が奪われ、大切な財産が失われました。ここに犠牲者に対しまして、改めてお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。幸い本町においては大きな災害、事故はございませんでし

たが、このことを教訓として日ごろの備えを怠ることのないよう肝に銘じたところであります。

さて、町内ではことし2月に町議会議員選挙があり、無投票ではありましたが、第17期町議会が始動いたしました。9名の議員のうち3名が初当選と新鮮な構成となり、本町が抱える諸問題に対して取り組む議会ができたものと感じております。今後も理事者と私ども議会が一丸となって町民の皆様が安心して暮らせる町、そして住み続けたいと思える町づくりに努めていかなければならないと思いを強くしているところでございます。

終わりになりますが、議員各位におかれましては、本年開催されました各定例会、臨時会に提案されました各案件につきまして慎重審議の結果、その全てが議決決定され、円滑な議会運営にご協力を賜りまして、心から深く感謝を申し上げる次第でございます。ことしも残り少なくなりました。どうか理事者の皆さん、そして議員の皆様方には健康に留意され、ご家族ともどもお元気で新年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、ご挨拶といたします。1年間まことにありがとうございました。

署 名 議 員 大 内 兆 春

署 名 議 員 伊 藤 充 章

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で平成25年第4回上砂川町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時08分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫